

運動部活動に係る活動方針

青森県立青森北高等学校

1 基本方針

「自治」「協和」「日進」の校訓のもと、文武両道を中核として社会の発展に寄与し得る実践力及び個性豊かな人間を育成することを理念として運動部活動を運営する。また、生徒が生涯にわたり計画的に心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための能力を養うとともに、アスリートとして全国で活躍できる人材や将来スポーツ活動の優秀な指導者となれる人材の育成を目指す。

2 適切な運用のための体制

(1) 指導・運営に係る体制の構築

校長のリーダーシップのもと、外部指導者等の活用状況を踏まえながら、教師の長時間勤務の解消に向け業務改善及び勤務時間管理等を行うなど円滑に運動部活動が実施できるよう取り組む。

(2) 活動計画等の作成及び公表

ア 運動部顧問は、本活動方針に則り年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。

イ 年度当初に各運動部の活動計画等を学校のホームページで公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 運動部活動の実施に当たっては『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）』及び『運動部活動の指針（平成30年12月28日青森県教育委員会）』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。

イ 運動部顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、専門的な指導者等の助言をもとに科学的トレーニングを導入するなど安全で効率的な活動を推進する。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

ア 週当たり、原則2日以上の休養日进行ける（平日1日、土日1日）。

※ハイシーズン（主要な大会等の時期）はこのかぎりでない。

週末の対外試合等により、休養日を設定できなかった場合、平日の休養日を増やすなど、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。

長期休業中において、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることができる。

イ 定期試験開始前の6日間と定期試験中の部活動は原則禁止とする。また、確認テスト前日の部活動は原則禁止とする。

(2) 活動時間

活動時間は、平日（登校日）においては20時までに下校できる範囲内とする。

休業日における活動時間は原則3時間程度とする。但し、競技の特性によって、ハイシーズン（主要な大会等の時期）、試合・合宿等についてはこの限りではない。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟が主催、共催する大会

(2) 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等